

議案第2号

日進市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日進市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定する必要があるからであります。

2 制定内容

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定める。

日進市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第2条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第3号

日進市職員の給与に関する条例及び日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日進市職員の給与に関する条例及び日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準ずるため、日進市職員の給与に関する条例及び日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

通勤のために自動車等を使用することを常例とする職員が、自動車等の駐車のための施設を利用する場合に負担している料金を通勤手当として支給する。

日進市職員の給与に関する条例及び日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条 例 第 号

(日進市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 日進市職員の給与に関する条例(昭和36年日進町条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が規則で定める額(第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員に限る。))</u>にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を<u>減じた額</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(<u>次項</u>において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員に限る。))</u>にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を<u>減じて得た額</u></p> <p><u>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</u></p> <p><u>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</u></p> <p><u>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</u></p> <p><u>エ 使用距離が片道15キロメートル以上2</u></p>

0キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 略

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市長が規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(3) 略

<p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当前項の規定による額</u></p> <p>4 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 <u>通勤手当は、支給単位期間(市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合にあっては、その翌月)の市長が規則で定める日に支給する。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市長が規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。</p> <p>8 略</p>	<p>3 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 <u>通勤手当は、支給単位期間(市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間)に係る最初の月の市長が規則で定める日に支給する。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市長が規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。</p> <p>7 略</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日進市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(通勤に係る費用弁償)	(通勤に係る費用弁償)
第10条 略	第10条 略
2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少	2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少

ない者についての減額の措置を含む。)及び返納については、給与条例第15条第2項から第4項まで及び第6項から第8項までの規定を準用する。

ない者についての減額の措置を含む。)及び返納については、給与条例第15条第2項、第3項及び第5から第7項までの規定を準用する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第4号

日進市行政手続条例の一部改正について

日進市行政手続条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正に伴い、日進市行政手続条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 不利益処分 of 聴聞等に際して名宛人の所在が判明しない場合に行う公示の方法として、インターネット等により閲覧可能な方法を加える。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市行政手続条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市行政手続条例(平成9年日進市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)</u>を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、<u>公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第</p>

4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日進市行政手続条例第15条第3項及び第4項(これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以

後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第5号

日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費に係る公営の限度額を、次のとおり引き上げる。

区分		単価	
		改正後	改正前
選挙運動用ビラの作成	印刷費（1枚当たり）	8円38銭	7円73銭
選挙運動用ポスターの作成	印刷費（1枚当たり）	586円88銭	541円31銭

日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例(平成9年日進市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車の使用等の公営)</p> <p>第2条 日進市の議会の議員及び長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、ビラを作成し、又はポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により日進市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ビラを作成する場合 候補者1人について、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額</p> <p>(3) 略</p> <p>(ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第5条 日進市は、候補者(第3条の届出をした者に限る。)が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したも</p>	<p>(自動車の使用等の公営)</p> <p>第2条 日進市の議会の議員及び長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、ビラを作成し、又はポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により日進市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ビラを作成する場合 候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額</p> <p>(3) 略</p> <p>(ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第5条 日進市は、候補者(第3条の届出をした者に限る。)が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したも</p>

のに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(ポスターの作成の公費の支払)

第6条 日進市は、候補者(第3条の届出をした者に限る。)が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に188,572円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。))に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

のに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(ポスターの作成の公費の支払)

第6条 日進市は、候補者(第3条の届出をした者に限る。)が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に188,572円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。))に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第6号

日進市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日進市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、日進市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 非常勤消防団員及び非常勤水防団員の損害補償に係る補償基礎額の最低額を10,000円とし、階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げる。
- (2) 消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の最低額を10,000円に、最高額を15,000円に引き上げる。
- (3) 補償基礎額の加算対象となる扶養親族から配偶者を削り、子の加算額を433円に引き上げる。

日進市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年日進町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までの</u></p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親</u></p>

いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

4 略

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円

略

族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

4 略

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円

略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の日進市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた日進市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日

前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第7号

日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、外国人に対する生活保護法による保護に準じた保護に関する事務に関し「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」の改正等により主務省令に基づく情報連携が可能となり、個人番号を独自利用するための規定が不要となったため、日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

個人番号を独自利用する事務のうち、外国人に対する生活保護法による保護に準じた保護に関する事務を削る。

日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例 第 号

日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例(平成27年日進市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
略		略	
11 市長	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に準じて行う後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	11 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
		12 市長	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に準じて行う後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	
機関	事務	特定個人情報	
略		略	
9 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表161の項及び162の項の第4欄に掲げる利用特定個人情報で	

		あつて規則で定め るもの
--	--	-----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

日進市国民健康保険税条例の一部改正について

日進市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険特別会計の適正かつ健全な運営を図るため、日進市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額を次のように改める。

	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
改正前	100分の7.53	32,200円	20,900円
改正後	100分の7.82	33,400円	21,400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額を次のように改める。

	所得割額	被保険者均等割額
改正前	100分の2.77	11,700円
改正後	100分の2.79	11,800円

(3) 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額を次のように改める。

	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
改正前	100分の2.30	11,600円	5,700円
改正後	100分の2.45	12,300円	6,000円

(4) (1) から (3) までの改正に係る課税額の減額規定を改める。

(5) その他必要な規定の整理を行う。

日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市国民健康保険税条例(昭和43年日進町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.82</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>33,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.53</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>32,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯</p>

(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 21,400円

(2) 特定世帯 10,700円

(3) 特定継続世帯 16,050円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.79を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,600円

(2) 特定世帯 3,800円

(3) 特定継続世帯 5,700円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.45を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯について 20,900円

(2) 特定世帯について 10,450円

(3) 特定継続世帯について 15,675円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.77を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,700円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について 7,600円

(2) 特定世帯について 3,800円

(3) 特定継続世帯について 5,700円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円とする。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第19条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第14条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者当該年度の初日から9月30日までの間

(2)・(3) 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,700円とする。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第19条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第14条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間

(2)・(3) 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得

金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 23,380円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,980円

（イ） 特定世帯 7,490円

（ウ） 特定継続世帯 11,235円

金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 22,540円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について 14,630円

（イ） 特定世帯について 7,315円

（ウ） 特定継続世帯について 10,973円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,260

円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,320円

(イ) 特定世帯 2,660円

(ウ) 特定継続世帯 3,990円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,610円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 16,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める

円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,190

円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について 5,320円

(イ) 特定世帯について 2,660円

(ウ) 特定継続世帯について 3,990

円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,120円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,990円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 16,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める

額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,700円

(イ) 特定世帯 5,350円

(ウ) 特定継続世帯 8,025円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円

(イ) 特定世帯 1,900円

(ウ) 特定継続世帯 2,850円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,150円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎

額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について 10,450円

(イ) 特定世帯について 5,225円

(ウ) 特定継続世帯について 7,838円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,850円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について 3,800円

(イ) 特定世帯について 1,900円

(ウ) 特定継続世帯について 2,850円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,850円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎

課税額の被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除
く。)1人について 6,680円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎
課税額の世帯別平等割額 次に掲げる
世帯の区分に応じ、それぞれに定める
額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外
の世帯 4,280円

(イ) 特定世帯 2,140円

(ウ) 特定継続世帯 3,210円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期
高齢者支援金等課税額の被保険者均等
割額 被保険者(第1条第2項に規定す
る世帯主を除く。)1人について 2,360
円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期
高齢者支援金等課税額の世帯別平等割
額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ
ぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外
の世帯 1,520円

(イ) 特定世帯 760円

(ウ) 特定継続世帯 1,140円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保
険者均等割額 介護納付金課税被保険
者(第1条第2項に規定する世帯主を除
く。)1人について 2,460円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯
別平等割額 1世帯について 1,200円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世
帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日
以前である被保険者(以下「未就学児」とい
う。)がある場合における当該納税義務者
に対して課する被保険者均等割額(当該納税
義務者の世帯に属する未就学児につき算定
した被保険者均等割額(前項に規定する金

課税額の被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除
く。)1人について 6,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎
課税額の世帯別平等割額 次に掲げる
世帯の区分に応じ、それぞれに定める
額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外
の世帯について 4,180円

(イ) 特定世帯について 2,090円

(ウ) 特定継続世帯について 3,135
円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期
高齢者支援金等課税額の被保険者均等
割額 被保険者(第1条第2項に規定す
る世帯主を除く。)1人について 2,340
円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期
高齢者支援金等課税額の世帯別平等割
額次に掲げる世帯の区分に応じ、それ
ぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外
の世帯について 1,520円

(イ) 特定世帯について 760円

(ウ) 特定継続世帯について 1,140
円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保
険者均等割額 介護納付金課税被保険
者(第1条第2項に規定する世帯主を除
く。)1人について 2,320円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯
別平等割額 1世帯について 1,140円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世
帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日
以前である被保険者(以下「未就学児」とい
う。)がある場合における当該納税義務者
に対して課する被保険者均等割額(当該納税
義務者の世帯に属する未就学児につき算定
した被保険者均等割額(前項に規定する金

額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,010円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,350円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13,360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 16,700円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,770円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,950円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,900円

3 略

額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,830円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,050円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 16,100円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,755円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,925円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,850円

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の日進市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度以前の年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第9号

日進市介護保険条例の一部改正について

日進市介護保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、日進市介護保険条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

保険料段階を判定する際に、令和7年度税制改正の影響により段階が変わる第1号被保険者については、令和7年度税制改正前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得額の算定方法の特例を設ける。

日進市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

日進市介護保険条例(平成12年日進市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p><u>第10条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)</u>のうち、<u>令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)</u>の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、<u>同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)</u>」とあるのは、</p>	<p>附 則</p>

「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、
「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控

除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計

所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額と

して、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第10号

日進市使用料及び手数料条例の一部改正について

日進市使用料及び手数料条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市内小学校、中学校の体育館及び中学校柔剣道場の空調設備導入に伴い、学校体育施設における空調設備使用料を新たに追加するため、日進市使用料及び手数料条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

別表第1の学校体育施設に、空調設備の使用料を追加する。

日進市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

日進市使用料及び手数料条例(平成12年日進市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表第1(第3条関係)				別表第1(第3条関係)					
種類	区分	単位金額		徴収の時期	種類	区分	単位金額		徴収の時期
略				使用の許可を受けたとき	略				使用の許可を受けたとき
学校体育施設	中学校体育館	施設使用 2時間 1,660円			中学校体育館	中学校体育館	2時間 1,660円		
		空調設備使用 1時間 1,330円					中学校柔剣道場	中学校柔剣道場	
中学校柔剣道場	中学校柔剣道場	施設使用 2時間 750円			略				
		空調設備使用 1時間 270円			小学校体育館	小学校体育館	2時間 820円		
略							小中学校運動場	小中学校運動場	
小学校体育館	小学校体育館	施設使用 2時間 820円			使用 1時間 半灯 1,110円				
		空調設備使用 1時間 840円							
小中学校運動場	小中学校運動場	施設使用 2時間 370円							
		照明設備 全灯 2,220円							
備考				備考					
1・2 略				1・2 略					
3 中学校体育館、中学校柔剣道場及び小学校体育館の施設使用には、照明設備の使用料を含む。				3 中学校体育館、中学校柔剣道場及び小学校体育館の使用には、照明設備の使用料を含む。					

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1中学校柔剣道場の項の改正規定は、

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 11 号

日進市都市公園条例の一部改正について

日進市都市公園条例の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市総合運動公園のテニスコートの半面を活用してピククルボールコートを導入することに伴い、日進市都市公園条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 別表第 4 の日進市総合運動公園に半面使用（ピククルボールコート）の使用料に関する項目を追加する。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市都市公園条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市都市公園条例(昭和60年日進町条例第15号)の一部を次のとおり改正する。

改正後				改正前					
別表第4(第15条関係) 日進市総合運動公園				別表第4(第15条関係) 日進市総合運動公園					
施設名	区分		金額	備考	施設名	区分		金額	備考
テニス コート	砂入り人 工芝コー ト	1面	1,150円		テニス コート	砂入り人 工芝コー ト	1面	1,150円	
		2時 間					2時 間		
	ハードコ ート	に つ き	760円		片面使用(ピッ クルボールコ ート)の使用料 は1/2の額と する。	砂入り人 工芝コー ト以外	に つ き	760円	
略					略				
略					略				
略					略				

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。